

高砂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の不登校児童生徒の社会的自立並びに学校以外の多様な学びの場を利用する不登校児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、不登校児童生徒が民間のフリースクール等を利用する際の必要な経費に対し、予算の範囲内において、高砂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金（第 3 条第 6 号を除き、以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、市に住所を有する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）第 2 条第 3 号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (3) 保護者 不登校児童生徒の親権を行う者又は未成年後見人その他不登校児童生徒を現に監護する者のうち、市に住所を有する者をいう。
- (4) 在籍学校 不登校児童生徒が現に在籍する学校をいう。
- (5) フリースクール等 不登校児童生徒の保護者、児童生徒が通学する小学校又は中学校の校長（以下「校長」という。）及び高砂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が協議し、教育委員会が利用を認めた施設であって、校長が当該施設において児童生徒に対し行われる指導内容を考慮し、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 24 条第 1 項に規定する指導要録（以下「指導要録」という。）上不登校児童生徒が通学する小学校又は中学校の出席扱いとすることができるものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助金の申請の日前 1 年の期間内におおむね 30 日以上在籍学校に登校していない不登校児童生徒があること。
- (2) 在籍学校の授業時間内に原則として月 1 回以上フリースクール等に通所する児童生徒があること。
- (3) 不登校児童生徒の利用に係るフリースクール等の利用料の支払義務を負う者であること。
- (4) 在籍学校が高砂市立の小学校又は中学校であり、かつ、不登校児童生徒が次のいずれかに該当すること。

ア フリースクール等を利用しており、教育委員会が策定した出欠の取扱いに関する要綱（不登校児童生徒が相談・指導を受ける民間施設についてのガイドライン）に基づき、当該フリースクール等で相談・指導を受けた日を指導要録上の出席扱いとすることの認定を当該在籍学校の校長から受けていること。

イ 「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年 10 月 25 日付け元文科初第 698 号）の別記 2 「不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の

指導要録上の出欠の取扱いについて」に基づき、自宅においてフリースクール等が提供する ICT 等を活用した学習活動を行っており、当該学習活動を指導要録上の出席扱いとすることの認定を当該在籍学校の校長から受けていること。

(5) 市税に滞納がないこと。

(6) フリースクール等での不登校児童生徒の様子等に関する情報について、当該フリースクール等が在籍学校に情報提供をすることに承諾すること。

(7) 他の地方公共団体から、同種の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度における不登校児童生徒の保護者が負担したフリースクール等の利用料（授業料、施設利用料等、定期的に支払う経費に限る。以下同じ。）とする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 入会金、年会費、入学金その他フリースクール等の利用の準備に係る経費

(2) フリースクール等の利用に係る交通費

(3) 寮費、教材費、実習費、食糧費、イベント参加費その他フリースクール等の利用に伴う実費負担に係る経費

(4) フリースクール等の体験利用に係る経費

3 複数のフリースクール等を利用する場合の補助対象経費は、当該複数のフリースクール等の利用料を合計した金額とする。

(補助金の交付)

第5条 市は、予算の範囲内で、第3条に規定する補助対象者に対し、補助金を交付する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、月額 10,000 円を上限に補助対象経費の 2 分の 1 を支給する。

ただし、補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(認定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、年度ごとに高砂市フリースクール等利用補助対象者認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助対象者の認定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、高砂市フリースクール等利用補助対象者認定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により補助対象者として認定しないものと認めたときは、高砂市フリースクール等利用補助対象者不認定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査において、同項の規定による申請に係る在籍学校の校長の意見を聴くことができる。

(補助金の交付申請)

第9条 前条第1項の規定により補助対象者の認定の決定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、高砂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 利用したフリースクール等の利用状況報告書（様式第5号）
- (2) 利用したフリースクール等が発行した領収書の写しその他経費の明細が確認できる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該申請に係る不登校児童生徒がフリースクール等を利用した次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める期間中にそれぞれ行われなければならない。

- (1) 4月1日から9月30日までの利用に係る期間 8月1日から9月30日まで
- (2) 10月1日から翌年3月31日までの利用に係る期間

10月1日から翌年3月第3学期修了式の日まで

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、高砂市フリースクール等補助金交付（不交付）決定書（様式第6号）により、速やかにその旨を前条第1項の規定による申請をした申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、これに必要な条件を付けることができる。
（補助金の請求）

第11条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに高砂市フリースクール等利用補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求をした交付決定者に補助金を交付するものとする。

（変更申請）

第12条 補助対象者は、補助金の交付が決定した後に、申請内容に変更が生じた場合には、遅滞なく補助金交付変更申請書（様式第8号）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、高砂市フリースクール等利用補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、この要綱に違反したとき。

2 交付決定者は、市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、市長の定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。